

令和8年6月5日

三重県三重郡朝日町役場 管理サポート課

質問事項に関する回答書

件名：朝日町公共施設LED化推進事業

No	質問事項	回答
1	<p>募集要領 2 事業概要(4)※2 長期継続契約の場合について、下記ご教示ください</p> <ul style="list-style-type: none">・年度予算の削減や削除による契約の変更や解除の場合、残期間の賃貸借料を一括でご精算いただくことは可能でしょうか。・また、同種業務にて実際に契約解除となった実績はございますでしょうか。	<p>・質問のような予算削減等に対する対応については当町の賃貸借契約書雛型(長期継続契約)の条文内に「変更、解除は可能」としており、それにより出た損害額は「協議により決定」としているため、一括精算についても協議での対応といたします。</p> <p>・契約解除となった実績はございません。</p>
2	<p>募集要領 2 事業概要(5) 設置期間について、今後、新型コロナ等の感染症や半導体不足等、大規模災害等の影響により、商品の遅延や工事遅延の可能性があります。協議したうえで、発注者の了解を得れば、工期遅延に伴う損害金等の費用が発生しないとの認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込の通りです。</p>
3	<p>募集要領 2 事業概要(5) 賃貸借開始日の記載がありますが、昨今の金利情勢下における金利水準や物価高騰における物価、人件費等々の費用は日々大きく変動しています。現時点で約1年以上先の金利水準や材料費、人件費等を確定することは事業者側が相当リスクを背負うこととなります。一定程度の水準については、事業者側でリスクを覚悟する必要はあ</p>	<p>受注者の責めに帰することができない合理的な理由がある場合は、発注者と受注者との協議にて対応を決定します。</p>

	<p>ると思いますが、当初想定より大きく変動した場合は、発注者との協議等との理解でよろしいでしょうか。</p>	
4	<p>募集要領 2 事業概要（7） 弊社は、建設業法及び銀行法の制限により、設置工事・保守・設置工事に伴い排出された資材、撤去品等の取扱いに関する履行につき、工事資格等の法令等の定めのない賃借業者が履行・責任を負うことは認められていない為、当該業務に必要な資格を有する工事業業者・保守業者に実際の業務を委託することになりますが、問題はございませんでしょうか？その際、委託先を書面等で通知する必要はありますでしょうか。</p>	<p>問題ありません。 また、第三者に業務を行わせる場合は、あらかじめ町へ書面により申請していただき、町の承認を得る必要があります。なお、様式等については、別途お渡しいたします。</p>
5	<p>募集要領 5 参加形態 ～本事業に係る連帯責任を負うものとする。との記載がありますが、リース部分と施工部分、調査設計部分の役割分担を明確化し、各責任分野において法的に可能な範囲内で連帯して責任を負うとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込の通りです。</p>
6	<p>募集要領 5 参加形態 想定する構成員については、次の通りとする。と記載あり、その下に（1）～（5）まで記載があります。 この役割の明示は、必ずしこの役割の構成員を記載する必要はありますでしょうか。兼務する役割（例えば、調査、施工、機器納入）の場合は、それらが分かるように記載すればよろしいでしょうか。もし、その内容でも構わない場合、グループ構成表（様式第2号）を修正しても宜しいでしょうか。</p>	<p>兼務を認めるものとし、グループ構成表（様式第2号）を修正して、内容がわかるよう記載してください。 なお、「事業仕様書及び募集要項」他公告用の資料に関しても同様に変更して読み解くものとしてください。</p>
7	<p>募集要領 9 事業全体スケジュール（3） （ウ）、（エ）について、入札参加資格者名簿に登録の場合、提出は免除できませんでしょうか。</p>	<p>お見込みの通り、登録の場合に限り免除とします。</p>
8	<p>募集要領 11 提案提出書類の作成方法 （2）（ウ） （3）</p>	<p>参加資格があると認められた応募者に配布します。 なお、参加資格の通知については令和8年6月11日付で</p>

	<p>本事業の参加者の公平性を保つため、下記内容ご教示ください。</p> <p>①二酸化炭素排出量の削減量について、各施設の年間運用時間・計算基準となる電気代（kwh/円）のご提示お願いいたします。</p> <p>②事業投資額に対する費用の回収を算出するにあたり、下記の情報提供を頂けませんでしょうか（実際の既存年間電気代、実際の年間維持管理費）。</p>	<p>通知します。</p>
9	<p>募集要領</p> <p>13 事業実施に関する事項</p> <p>賃貸借契約について、以下ご教示ください。</p> <p>①事前に本件における賃貸借契約書雛形があれば、ご提示頂けませんでしょうか。</p> <p>②契約内容について、協議及び修正は可能でしょうか。</p>	<p>優先交渉権者との協議によるため、現時点でお示しできる雛型等はありません。</p>
10	<p>仕様書</p> <p>2 工事仕様（2）</p> <p>現場調査後及び工事期間中の対応について、下記ご教示頂けますでしょうか。</p> <p>①現場調査の結果及び工事期間中に、照明器具のW数、数量等が変更となった場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。</p> <p>②現場調査の結果及び工事期間中に、予定している物品の仕様に変更があった場合、協議し、双方合意した場合、契約内容や金額の変更契約の対象となりますでしょうか。</p>	<p>契約前に想定し得なかった状況が判明した場合、契約内容や金額変更も協議で対応可とします。</p>
11	<p>仕様書</p> <p>2 工事仕様（17）</p> <p>落札事業者が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の許可を受けていない場合、許可のない先へ委託すること、落札事業者であるリース会社が受託することは、委託及び受託側双方が廃掃法の違反になります（廃掃法第12条及び14条）。既存物件の所有者が発注者である場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき、発注者が排出事業者として、受注者若しくは発注者が認めた電気工事会社が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の契約締結における事務代行を受け、受注者が費用を立替払いすると解釈しても宜しいでしょうか。</p>	<p>施工役割の事業者が排出事業者となります。PCB・水銀含有製品も含め関係法令を遵守し、適正に処分してください。</p>

	<p>それとも、入替工事に伴って排出された廃仕様書 2 工事仕様（17）</p> <p>落札事業者が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の許可を受けていない場合、許可のない先へ委託すること、落札事業者であるリース会社が受託することは、委託及び受託側双方が廃掃法の違反になります（廃掃法第12条及び14条）。既存物件の所有者が発注者である場合、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）」に基づき、発注者が排出事業者として、受注者若しくは発注者が認めた電気工事会社が産業廃棄物処理の収集・運搬・処分の契約締結における事務代行を受け、受注者が費用を立替払いすると解釈しても宜しいでしょうか。</p> <p>それとも、入替工事に伴って排出された廃棄物として工事を実施した者が排出事業者として適正に処分するという解釈でよろしいでしょうか。</p>	
12	<p>仕様書 2 工事仕様</p> <p>該当施設のアスベスト関連含有調査については、調査済でアスベスト含有については問題ないとの認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>アスベスト関連含有調査は、施設毎に調査実施有無が異なるため、万が一確認された場合は都度協議で対応とします。</p>
13	<p>仕様書 4 物品の保守等（2）</p> <p>当事者の責めに帰すべき事由に依らない事由（天災等）により、物件の滅失、棄損時や修理等により一時的に機器が使用できない場合、物件の代替品準備責任は事業者にはない、という認識でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
14	<p>仕様書 4 物品の保守等（1）</p> <p>既存設備等をそのまま流用した場合、LED照明器具ではなく、既設配線や既設設備の原因による故障の場合は、事業者の責任ではないと考えます。LED照明器具が要因ではないと原因が特定された場合、交換、補修等の費用負担は発注者との認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>協議にて対応します。</p>
15	<p>仕様書 4 物品の保守等（2）</p>	<p>原因不明の不具合、天災等は協議対応可とします。（第三者</p>

	<p>通常の動産総合保険では、修理及び取替費用が全額保証されるとは限りません。また、通常の動産総合保険より保証額が高くなる新価特約を付保したとしても全額賄えないケースがあります。この場合は、修理交換費用の差額分は、発注者の負担若しくは協議可能と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>賠償責任保険も含む)</p>
16	<p>仕様書 4 物品の保守等(2) 原因不明の不具合の場合は、動産総合保険の対象外となります。動産総合保険対象外の場合、受注者側が無償で交換することはできず、全て受注者側の責というのは、リスクが大きいと考えます。この場合、発注者での費用負担や協議ができると理解して問題ないでしょうか。</p>	<p>原因不明の不具合、天災等は協議対応可とします。(第三者賠償責任保険も含む)</p>
17	<p>仕様書 4 物品の保守等(2) 動産総合保険は、地震等の天災地変、その他不可抗力による物件の滅失・毀損は保険適用の対象外となりますが、この場合の費用の負担は、貴町との認識で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
18	<p>契約保証金は免除と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>本契約における契約保証金の取扱いは、朝日町会計規則第93条から第95条までの規定に基づきます。 契約締結時には原則として契約金額の10%以上を保証金として納付する必要がありますが、履行保証保険契約や工事履行保証契約を締結した場合、また主務課長の承認により確実な担保を提供した場合など、規則で定める免除要件に該当する場合は、契約保証金の全部または一部を免除することが可能です。この取扱いにより、契約保証金については規則に準拠した適正な管理が行われます。</p>

		そのため、免除に関しては規則に基づき、契約時の協議といたします。
19	<p>※本質疑は、契約保証金免除の場合、削除頂いても結構です。</p> <p>契約保証金について（朝日町財務規則第112条(1)）、履行保証保険の付保を付保した場合、以下、ご教示ください。</p> <p>①契約保証金は、契約金額の100分の10以上で宜しかったですでしょうか。</p> <p>②付保期間は、契約締結日から令和10年の期間満了時までとの認識でしょうか。</p> <p>③履行保証保険の付保期間開始日が、契約締結日の場合、保険加入には、保険会社への申し込み～証券の発行まで時間を要します。間に合わない可能性があります。その場合、協議させて頂くことは可能でしょうか。</p> <p>④履行保証保険の付保に際し、賃貸借期間の10年間を一括して付保する保険が無い場合、5年の履行保証保険を付保し、満期時に再度同額にて5年間の履行保証保険を付保することで賃貸借期間をカバーするような付保の形でもよろしいでしょうか。</p>	回答書番号18の回答のとおりとします。
20	<p>契約期間中に施設の統廃合等、発注者の事由により物件が不要となり、契約が変更または解除となった場合は、発注者にて残賃貸借料のご負担を頂けるとの認識で問題ないでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
21	<p>書式について、様式第13号を見つけることができなかったため、ご教示頂けませんでしょうか。</p>	<p>参加資格があると認められた応募者に配布します。</p> <p>なお、参加資格の通知については令和8年6月11日付で通知します。</p>
22	<p>①3. (1) リース会社の参加資格要件について質問します。現在、全国で一括LED化の入札公募が多数公示されていますが、現実的に全国1780自治体すべてに事前に資格登録をする事は困難です。基本的に公示日以前に入札参加資格名簿に登録されているリース会社だけに限定する事は、競争を広く求めてよりふさわしい事業者</p>	<p>当質疑を踏まえ、広く公募を実施するため公告日（公示日）以降に朝日町入札参加資格者名簿に登録された者も応募条件を満たすことと変更します。</p>

	<p>を選定する行政の目的に反することであり、全国的な規模で業務展開する上場企業のリース会社であれば、公示後の登録申し込みを随時受けていただく事はできませんでしょうか。</p>	<p>なお、「事業仕様書及び募集要項」他公告用の資料に関しても同様に変更して読み解くものとしてください。</p>
23	<p>3.(2) 施工役割の事業者を町内の参加資格者登録企業に限定することについて質問します。</p> <p>入札のルールとして、一方のコンソーシアムに参加した企業は、他方の仕事をすることはできません。朝日町の入札参加資格登録をしている6件の電気工事会社が一方のコンソーシアムに参加すると、そちらのチームが負けるときには町内の全社が工事をできなくなります。多数の会社の中で競争をする場合は別として、一方のリース会社が工事会社の囲い込みを行い不公正な入札となる場合もままありますので、本項については、具体的な工事会社名を記載する事は避けて、優先交渉権者として認められた場合は、必ず地元の工事会社に工事を依頼するという約束項目にすることが適切であり、他の自治体でも現実にそのようにしておりますがいかがでしょうか。</p>	<p>事業者については町内事業者に限定したものではなく、朝日町入札参加資格者名簿に登録されている者となっております。</p> <p>業者選定にあたり、グループ内の全構成員を明らかにすることが厳格かつ公正な審査につながるため、事業者名を記載することとしています。</p> <p>なお、工事事業者（施工役割事業者）については、代表者であるリース役割事業者が確保したうえで申請いただきたい。</p>